

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市任意接種費用助成金
補助の区分	事業助成（奨励助成）
補助の概要	予防接種法に規定されないワクチン接種（任意接種）に要する接種者の経済的負担を軽減し、公衆衛生の向上及び健康増進を図ることを目的として、任意接種に要する経費に対して助成金を交付する。
補助事業者	市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次に掲げる要件に該当する者 ・風しん：抗体検査を受検し、抗体価が低いもの又は陰性となったもの等 ・インフルエンザ：1歳から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの等 ・带状疱疹：接種日の年齢が50歳以上65歳未満の者で予防接種法に基づく带状疱疹予防接種の対象者を除く等
補助対象経費	任意接種に要する費用
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	接種費用
	○少額（5万円以下）補助金の理由
	任意接種に要する実費助成
補助率等	・風しん：全額又は接種費用から自己負担分（2千円又は3千円）を除いた額 ・インフルエンザ：免疫を保つため1回目の1/2、2回目全額 ・带状疱疹：生ワクチン2,000円又は不活化ワクチン5,000円×2回
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	子どもの先天性疾病予防・ウイルス感染による重症化防止を図るため、積極的な予防接種の実施が必要であるため。
数値目標等	B 数値化不可
	任意接種の実施に対する助成であるため数値化はできない。
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	事業者向けの助成金ではないため、事業内容や、数値目標の設定はない。
補助制度開始	平成22年12月17日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 医療機関での抗体価検査の際に案内
事業担当	（担当部署）健康医療対策課
	（電話番号）0259-63-3115